

# 令和 4 年 4 月 1 日より施設使用料金が改定されます

大津市の各公園・運動施設における大津市都市公園条例（令和 4 年新条例）に伴い、令和 4 年 4 月 1 日より下表の通り施設利用料を改定いたします。

ご利用の皆様にご負担とご迷惑をお掛けしますが、公共施設利用料金の適正化に向けた取り組みにご理解とご協力をお願いいたします。

|        | 温水期（7月・8月以外）プール利用料 |       |         | 平水期(7月・8月) プール利用料 |       |         |
|--------|--------------------|-------|---------|-------------------|-------|---------|
|        | 区分                 | 現行    | R4.4.1～ | 区分                | 現行    | R4.7.1～ |
| プール1回券 | 幼・小・中学生・高齢者・障がい者   | 400   | 490     | 幼・小・中学生・高齢者・障がい者  | 270   | 330     |
|        | 高校生                | 550   | 660     | 一般・高校生            | 400   | 490     |
|        | 一般                 | 820   | 990     |                   |       |         |
| プール回数券 | 幼・小・中学生・高齢者・障がい者   | 4,070 | 4,950   | 幼・小・中学生・高齢者・障がい者  | 2,750 | 3,300   |
|        | 高校生                | 5,500 | 6,600   | 一般・高校生            | 4,070 | 4,950   |
|        | 一般                 | 8,250 | 9,900   |                   |       |         |

アリーナに関しても利用料金が改定となります。

トレーニング室・会議室の利用料は、変更ございません。

におの浜ふれあいスポーツセンター